

氏名	みみのけんじ 耳野健二
学位(専攻分野)	博士(法学)
学位記番号	論法博第127号
学位授与の日付	平成12年11月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	サヴィニーの法思想 ——ドイツ近代法学における体系の概念

論文調査委員 (主査) 教授 河上倫逸 教授 櫻田嘉章 教授 田中成明

### 論文内容の要旨

本論文の内容は、サヴィニーの法思想、とりわけ最終的に『現代ローマ法体系』（以下『体系』と略する）第一巻において集約される彼の法哲学的思考について、法史学の立場からその内在的再構成と解釈を試みるものである。

本論文は、短い序章と全七章からなる本編により構成される。本編はさらに三部に分けられる。基幹部をなすのは第二部である。ここでは、初期方法論講義と『体系』第一巻を主要な素材としつつ、そこに含まれるサヴィニーの方法論的思考の分析と再構成をおこない、彼の構想した法学の思考様式の特徴を明らかにすることを試みている。これに先立つ第一部では、そうしたサヴィニーの法思想の背景をなすと思われる幾つかの基本的な論点について検討が試みられている。第三部では、『体系』の執筆草稿の遺稿を手がかりとして、公刊された『体系』の背後にあったサヴィニーの思考に光を当てている。各章の内容は次のとおり。

序章「一冊の書物」——古典としての『現代ローマ法体系』では、歴史的な古典の知見を集約し再構成した書物が公共的な規範を語る法源として機能するという法学観を前提に、サヴィニーがその主著『体系』を著わしたことを論じている。こうした立場は今日の国家制定法を中心とした法システムにおいては考えられないが、むしろそれゆえにこそ、サヴィニーという人物の深い哲学的洞察を反映した個性的な書物になりえたという。

第一章「若きサヴィニーにおける哲学思考」では、初期方法論講義（一八〇二年冬学期）の前後におけるサヴィニーの哲学的思考の転換を論じている。ほぼこの時期にサヴィニーは、主としてカントの実践哲学に定位した自然法研究を放棄しつつ、ローマ法を素材とする実定法研究への転換を決断した。だがそれは哲学的思惟そのものの放棄ではなく、サヴィニーが当時の哲学に見た形式主義とは異なる——解釈学的な——哲学への転換を意味する。そこには「直観」を重視する詩人の認識手法への共感があった。その意味で彼にとってのローマ法研究は単なる実用技術の研究ではなく、愛知としての哲学の次元を含むものだったとされる。

第二章「『使命』における言語の位置付け」では、サヴィニーのもう一つの主著『立法と法学に対する現代の使命』を主要な素材としつつ、そこでの言語観を分析・再構成している。この歴史法学派の綱領が確立する時期においても、やはりサヴィニーが「直観」に基づく「文芸の知」に基づいた法学構想を念頭に置いていたこと、したがって根本的な哲学観において初期方法論講義からの連続性が見られることが指摘されている。

第三章「P. J. A. v. フォイエルバッハの「普遍法史」の構想——サヴィニーとの比較を手がかりとして」では、比較法学の先駆者として名高いアンゼラム・フォイエルバッハの普遍法律学の特徴を、サヴィニーの歴史法学と比較しつつ描き出している。サヴィニーが国民的統一的法学の樹立を急務とする立場から普遍法学に否定的な態度を取ったのに対し、フォイエルバッハはむしろ、世界各地の経験的データを基礎としつつ、非ヨーロッパ圏の固有の法秩序の正統性をも承認する相対主義の見地から普遍法史を構想したことが強調されている。

第四章「初期法学方法論講義（一八〇二年）における体系の概念」では、概念史的な視角から初期方法論講義における体系概念の解明が試みられている。重要なポイントを二つ挙げる。第一に、体系と論理的形式とは別のものとして捉えられて

おり、したがってサヴィニーのいう体系概念を論理的形式としてのみ解するのは誤りである。第二に、サヴィニー自身は体系概念について積極的な定義を残していないが、彼にとっての体系とは、有機的な統一体である法の動態的な内的構造が生き生きとした記述を通じて表出されたものでなければならず、その限りで、論理的形式では汲み尽くせない要素をも含む概念である。これを本論では、主客の対立を超えたコンテクストの存在を重視する解釈学的思考として把握し、それが古典テクストと読み手の関係のみならず、教師と生徒という教育の場でのコミュニケーションにまで想定されていることが指摘されている。さらに体系という媒体を用いて法を語るとは、それが法の論理的形式以上の生き生きとした連関を提示しようするものである限りにおいて、解釈学的共同体（時代の表現としての学派）を形成するためのコミュニケーションの表出形式、その限りで技芸的に構成された「物語」としての性質をも含意するものであることが強調されている。

第五章では、主として『体系』第一巻に集約されたサヴィニーの法学方法論および法思想の内在的再構成が試みられる。サヴィニーにとって法とは内的に生成する有機的な複合体であり、それ自体の構造として継起的連続性と共時的体系性とを併せ持つ。だがそれは、今日のわれわれが素朴な意味で「経験」と呼びうるような実体性をもつ外的現象のことではなく、現象の背後に伏在する客観的な理念の動態的な構造のことである。同時にそれは、法の本質を純粹に示すものとして「絶対者」でもある。だがこの理念は、それ自体としては可視的なものではなく、言語を通じてのみ現実存在を得ることができる。ここにローマ法源を通じて法の理念を体系的に析出し、法の本質的構造を再構成するための学知、つまり歴史法学が必要とされたのである。「生ける直観」とはそのための手法に他ならない。ここでは、法律家の役割は法を恣意的に形成することではなく、自ら生成する法の有機的構造を観察し、これを取り出し再構成することに止まる。したがって、法の体系とは、そのような自律的で理念的な絶対者の自己分節した姿が言語を通じて現出したものに他ならず、その限りで、現象に伏在する理念としての法の内的構造としての体系と、その動態的な構造を言語的に記述した媒体としての体系という二つの、しかし根本的には統合的に理解されるべき側面を併せ持っている。

第六章「サヴィニー『体系』序論[Vorrede]における方法理念」では、『体系』の序論の執筆草稿の解説を通じて、『体系』解説のための新たな鍵を発見することが試みられている。特筆すべきは次の二点である。第一に、「二 方法の概念」における、サヴィニーがカントの判断力論にコミットしていたことを証拠立てるテクスト。第二に、「四 方法論における同一性」における、歴史法学の基本構造を簡潔に定式化したテクストである。第一の点は、サヴィニーの直観理論とカントとの関係について従来の推定を明確に裏付けるものとして重要である。第二の点は、サヴィニー自身の言葉で、法学方法論の全体的な構造を、従来の公刊されたテクストには見られなかった簡潔な定式によって示したものであり、今後の研究の根底に置かれるべきテクストである。

第七章「サヴィニー『体系』第五二節（「法関係の本質」）の執筆過程」は、H. キーフナーの先駆的な研究に導かれながら、第五二節「法関係の本質」の成立史を、執筆草稿を基に再構成しようとしたものである。極力徹底して原資料に当たることにより、たとえばカント実践哲学との無媒介な連関を指摘するキーフナーの研究への批判的な指摘もおこなっていないが、同時にサヴィニーの生の哲学的思考の有り様を如実に示すプロセスを本格的に紹介しえたことの意味も決して小さくはない。

## 論文審査の結果の要旨

本論文『サヴィニーの法思想——ドイツ近代法学における体系の概念』の意義は、最新の諸研究の成果を踏まえつつ、「古典」としてのサヴィニーの法思想の「内在的解釈」のための基盤整備をおこなった点にある。具体的には次の点において、従来のわが国のサヴィニー研究に新たな貢献をなしうるものと評価しうる。

第一に、戦後の我が国におけるサヴィニー研究の一つの「赤字」を埋めようとするものであること。戦後のドイツの近代法史研究においては、法と法学の体系性、あるいは方法論力概念史および社会史との関連を意識しつつ、「内的視点」から繰り返し問われている。我が国ではこのような視角からの近代法史研究は、若干の優れた先駆的な研究を除けば活発とは言えず、彼国に対する一つの大きな赤字決算部分を成していた。本書はそうした傾向を踏まえ、とりわけ八〇年代以後、マールブルク大学所蔵の手稿の利用が可能になって以後の諸研究の成果を前提に、従来よりも豊富な資料を手がかりとしつつ、本格的な法科学史的考察を試みたものとして特筆すべき成果である。

第二に、従来の我が国の通説的なサヴィニー解釈に対して、新たな解釈枠組みを提起しようとするものであること。著者によれば、サヴィニーの思考の核心は解釈学的思考、つまり言語的理解に基づく主客の対立の止揚という理念にある。これを前提に、サヴィニーにおいては、法の体系性とはその歴史性と共に作用することで、法それ自身に拠りつつ動態的な内的構造を形作るものであり、法学とは、(党派ではなく時代の表現としての) 学派という独立の解釈共同体において、そうした法の内的構造を表出するための言語的理解の形式と解されていた、という理解が得られる。このように歴史的思考と体系的思考の統合性を主張する点で、我が国の通説、すなわちサヴィニーにおける歴史と体系の対立・不整合を強調するヴィーアッカーの見解との対比が鮮やかである。

第三に、個別的な論点について、とくに第六章の貢献を強調したい。本章で紹介されている『体系』第1巻の序論の手稿は、ドイツ法学界においても未だ本格的な検討の対象になっていないものであるが、そのような状況のなかでいち早くその意義を見抜き、原資料に直接拠りつつ紹介したことは一つの功績である。その内容からしても、今後のサヴィニー研究の礎石の一つとなりうるものとして高く評価される。またこれ以外にも他に興味深い指摘が随所にみられる。

以上により、本論文は、博士(法学)の学位を与えるにふさわしいものと認める。なお、平成12年11月2日調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問をおこなった結果、合格と認めた。